

7 ポジティブリスト制導入に向けた検査体制構築への取組み

豊橋市食肉衛生検査所 ○佐々木豊、大島由美、高嶋拓也
吉田亜希子、山口貴宏、瀬尾幸嗣
細井美博、石山登

はじめに

食品の偽装表示、残留農薬、食品添加物の不正使用、BSE 国内感染牛の発見等、食への信頼が揺らぐなか、平成 15 年に食品衛生法が大幅に改正された。そのなかで食品の規格基準に係る条項が新設され、この規定に基づき平成 18 年 5 月までにポジティブリスト制が導入される。それと同時に、と畜場法も一部改正され、家畜生産事業者（生産者）における獣畜の病歴及び動物用医薬品の投与歴（投薬歴）についての申告が義務化された。

ポジティブリスト制が導入されると、食肉の規格基準値が現在の 34 剤から約 200 剤以上の動物用医薬品（動物薬）について制定されることになる。しかし、これらについて日常的にすべて残留検査を行うことは困難である。と畜場搬入獣畜についての病歴及び投薬歴の申告により、的確な残留検査を実施する上で重要な情報を得ること、併せて、生産現場における使用頻度、体内残留性及び毒性から重点監視動物薬を選定し、迅速簡易なスクリーニング検査法を開発・導入することが不可欠となる。

今回、ポジティブリスト制導入に対応できる残留検査体制を構築するために、当所が実施した新たな取組みについて報告する。

材料及び方法

1 臨床獣医師等との情報交換会の開催

当所では、臨床獣医師及び東三河家畜保健衛生所と合同で、この地域内で飼養されている獣畜についての情報交換会を年 2 回の割合で定期的に開催してきた。その際、ポジティブリスト制の導入と獣畜の病歴及び投薬歴の申告義務化に伴う生産者等における責務について説明し、生産者への指導と臨床獣医師には併せて診断書等への詳細な記載を依頼した。また、生産者に対しては、養豚部会等生産者が集まる会合の場や生体検査時に直接説明し、申告義務化への理解を求めた。

2 残留検査法の確立

1) 動物用医薬品使用状況アンケートの実施

当所では、平成 11 年から平成 13 年にかけて家畜保健衛生所の協力を得て、生産者に對

し抗菌性物質及び寄生虫剤についての使用状況アンケートを実施し、それをもとに残留検査法を導入してきた。今回、ポジティブリスト制に対応できるよう、さらに詳細な情報を得るため、前述した情報交換会に参加した臨床獣医師に対して、抗菌性物質、寄生虫剤、神経系用薬、循環・呼吸器官系用薬、泌尿器官系用薬、消化器用薬、繁殖用薬、代謝性用薬及び外用薬の使用薬剤名、使用形態、使用頻度、使用者（獣医師、生産者）についてのアンケートを実施し、使用頻度については個別薬剤毎に数値化し、それに体内残留性及び毒性を考慮した残留リスクの評価を行った。

2) スクリーニング検査法の導入の検討

アンケート結果によって高リスクと判断された薬剤について、検査に係る処理の簡易性等から、検査対象薬剤の優先順位を検討し、日常行う残留検査法の確立を目指した。

成績及び効果

1 臨床獣医師等との情報交換会の効果

情報交換会や養豚部会等での説明以降は、病歴及び投薬歴の自主的な申告が増加とともに、具体的な使用薬剤名や投与方法の情報により詳細な残留検査の実施が可能になった。規格違反事例のうち、残留薬剤の投薬歴について申告があった割合は、昨年度が 17.8% (28 事例中 5 例) であったが、交換会や養豚部会等で説明した後の今年度 7 月まででは 30% (10 事例中 3 例) に增加了。一方、申告がなかった事例については、速やかに生産者に對し聞き取り調査を行い、申告の義務化を説明し、今後の自主的な申告を指導した。

2 残留検査法の確立

1) アンケート結果

アンケートにより使用頻度が高かった薬剤は、表 1 のとおりである。

表 1 使用頻度の高い薬剤

分類	薬剤名
抗生素	ペニシリン系*、セファム系*、テトラサイクリン系*、アミグリコシド系*、マクロライド系*
合成抗菌剤	スルファモノメトキシン*、スルファジミジン*、スルファジメトキシン*、スルファメトキサゾール*、エンロフロキサシン*、スルファドキシン、スルファモイルタブソン、オルビプロキサン
寄生虫剤	イベルメクチン*、フルベンダゾール、モキシデクチン*、ドラメクチン
ホルモン剤	デキサメタゾン、プレドニゾロン
消化器用薬	塩酸メトクロプロミド、ウルソデキシコール酸
解熱鎮静消炎剤	スルピリン

*スクリーニング検査導入済み薬剤

2) スクリーニング検査法の導入

当所では、前回のアンケート結果をもとに、抗菌性物質についてバイオアッセイによる腎臓の直接法、合成抗菌剤 7 薬剤（サルファ剤 4 剤及びニューキノロン剤 3 剤）及び

マクロライド系寄生虫剤 2 薬剤について、それぞれ血清及び内臓脂肪を用いた高速液体クロマトグラフィーによる迅速な一斉分析法をスクリーニング検査法として導入してきた [1]。さらに、今回のアンケートにより、生産現場での使用頻度が高いことが判明したサルファ剤のスルファドキシン (SDX) 及びスルファモイルダプソンのうち、標準品の入手が可能であった SDX について平成 17 年 4 月から一斉分析法の検査対称薬剤に追加した。その結果、平成 17 年 5 月に SDX の食肉残留を確認し規格違反として排除することができた。

考察

多数の病畜が処理される生産地型と畜場を所轄する当所では、これまでにも生産農場における動物薬の使用状況を把握し、それに適合する迅速簡易な残留検査法の開発・導入や検査員の技術向上を図り、多頭数検査が可能な検査体制を構築してきた。これにより病畜や著しい発育不良等の理由で動物薬の使用が疑われるものを中心に年間約 1500～2000 頭の残留検査を実施し、過去 6 年間で 98 頭の規格違反を摘発排除し、行政効果をあげてきた。また、健康肥育豚についても厚生労働省モニタリング検査とは別に市独自モニタリング検査を年間約 300～600 頭検査し、食肉の安全確保に努めてきた [2]。

しかし、ポジティブリスト制の導入により、今後さらに多くの動物薬に対して残留監視することが求められ、食肉衛生検査所の果たすべき業務は増大する。そのためには、合理的かつ効果的な残留検査体制を構築することが必要である。

そこで、今回の取組みとして、病歴及び投薬歴の申告率を上げるため、情報交換会等において積極的な説明を行ったところ、わずかではあるが上昇傾向が見られ、一応の効果が得られたと考えている。また、アンケートの実施により重点監視薬剤を把握し、このうち 1 薬剤については、直ちに検査導入したことにより残留を摘発することができたが、残る重点監視薬剤についても早急に日常的に実施可能な残留検査法を検討することが必要と考える。

今後も、ポジティブリスト制への対応だけでなく、Farm to table の観点から食肉の安全確保について、生産者や臨床獣医師等に対し積極的な働きかけを行い、生産現場とも連携して取り組んで行きたい。

[1]大島由美ほか：平成 16 年度理化学部会研修会資料、22～24

[2]高嶋拓也ほか：平成 17 年度中部獣医師会連合会大会資料、112